

ブルワークステイ基部の構造に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編, CS 編及び CSR-B 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

ブルワークステイ基部の構造に関する事項

改正理由

上甲板に木材を積載することが計画されたばら積貨物船, 一般貨物船等には, ブルワークが上甲板に備えられており, ブルワークを支持するステイ基部において船体縦曲げによる応力の流入が原因と考えられる亀裂損傷が散見された。

ブルワークステイの構造様式としては, 一般的に, ブラケットタイプ及びガセットタイプの 2 種類があるが, 損傷調査を実施した結果, 亀裂損傷の大部分が, ガセットタイプで発生しており, ブラケットタイプのステイを採用したブルワークにおいては, 亀裂損傷がほとんど発生していないことが分かった。

今般, ブルワークステイ基部における亀裂損傷の発生を防止すべく, 当該損傷に関する損傷実績及び調査検討結果に基づいて関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ブルワークステイ基部をブラケットタイプとすることを推奨する旨規定した。
- (2) ブルワークには, 適切な間隔でエクспанションジョイントを設けなければならない旨規定した。
- (3) 前(1)のブルワークステイ基部をガセットタイプとする場合の取り扱いを鋼船規則検査要領 C 編に規定した。
- (4) 鋼船規則 CSR-B 編に, ブルワークの構造等は, CSR-B 編の規定に加え, 鋼船規則 C 編 23.1.3-4.から-6.の規定にもよらなければならない旨規定した。